

**3月27日伝達講習会スライド資料
「令和6年度診療報酬改定の概要」の訂正について**

・ CAD/CAMインレー

う蝕歯インレー

修復形成 120点

CAD/CAMインレー

修復→形成 形成加算 150点

光学印象 100点

光学印象歯科技工士

連携加算 50点

装着料 45点

内面処理加算 45点

接着材料 1 17点→38点 38点

537点→548点 548点

・ メタルインレー

う蝕歯インレー

修復形成 120点

連合印象 64点

咬合採得 18点

装着料 45点

接着 17点→38点 38点

264点→285点 285点

修復物を除いた単価は、CAD/CAMインレーの548点とメタルインレーの285点でおおよそ2倍近くの開きがある

令和6年1月26日

中医協資料

機能区分	新償還価格	現行償還価格	外国平均価格との比	R5年度材料価格調査での平均乖離率
歯科用合着・接着材料 I (1) レジン系 ②自動練和型	1,020円	461円	0.49	-77.08

M005 装着

令和6年3月5日

厚労省通知

1. 歯冠修復物（1個につき）
 - (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ
 - イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 38点
 - ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点
 - (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12点
 - (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4点

通知

- (6) 「注1」の内面処理加算1とは、CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー又は高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着力を向上させるために行うアルミナ・サンドブラスト処理及びプライマー処理等を行った場合に算定する。
- (7) 「注2」に規定する内面処理加算2は、接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着力を向上させるために行うアルミナ・サンドブラスト処理及び金属接着性プライマー処理等を行った場合に、区分番号M010-3に掲げる接着冠ごとに算定する。
- (8) 「注1」に規定する内面処理加算1又は「注2」に規定する内面処理加算2を算定する場合は、接着性レジンセメントを用いて装着すること。
- (9) 「注1」及び「注2」に規定する処理に係る保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。

下段コメントの削除

(一液性の接着材料でも接着性プライマーが含まれていれば可。)

要 施設基準

通知

(2) 歯科矯正診断料は、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常が認められる患者又は3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常が認められる患者の口腔状態、顎骨の形態、成長及び発育等を分析するとともに、歯科矯正セファログラム、口腔内写真、顔面写真等の撮影を行い、これらの分析結果や評価等と過去に行った治療内容の評価と併せて可及的に長期的な予測を行った上で、治療計画書を作成し、患者又はその家族等に対して、その内容について説明し、文書により提供した場合に算定する。なお、区分番号N003に掲げる歯科矯正セファログラム及び区分番号N004に掲げる模型調製は別に算定する。

(3)～(7) (略)

(8) 当該保険医療機関において歯科矯正相談を行い、N001-2に掲げる**歯科矯正相談料を算定した患者について**、当該**歯科矯正相談に当たって**、E000の1に掲げる「写真診断」の「1単純撮影」若しくは「2 特殊撮影」又はE100に掲げる「歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織」の「1 単純撮影」若しくは「2 特殊撮影」を算定した場合には、当該**撮影料を算定した日から起算して3月以内**に、歯科矯正診断を行うに当たってのE000の1に掲げる「写真診断」の「1 単純撮影」若しくは「2 に掲げる**特殊撮影**」又はE100に掲げる「歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織」の「1 に掲げる**単純撮影**」若しくは「2 に掲げる**特殊撮影**」は別に算定できない。



下段写真の差し替え



歯科矯正相談料
算定日

3月以内はX線撮影が不可

要 施設基準

注3 区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

通知

(7) 当該保険医療機関において歯科矯正相談を行い、区分番号N001-2に掲げる**歯科矯正相談料を算定した患者**について、当該歯科矯正相談の際に歯科エックス線画像の撮影を行った場合に、当該相談料の算定から**起算して3月以内**は、区分番号E000の1に掲げる「写真診断」の「1 **単純撮影**」若しくは「2に掲げる**特殊撮影**」又は区分番号E100に掲げる「**歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織**」の「1に掲げる**単純撮影**」若しくは「2に掲げる**特殊撮影**」は別に算定できない。

